

## 令和2年度第6回総会（月例）議事録

日 時	令和2年9月28日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 木口屋 主 幹 新地 支局主任 村田、末永、安田、東、溝川、今吉、児之原、石田 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊、原口 主 事 塩田 主 任 鮫島、山本、平川
農政総務課	技 師 遠矢
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第6回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、松下委員、堂免委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1ページ～3ページ 10件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。  番号1号、申請事由：自作地交換、自作地交換、権利の種別：所有権移転、交換。  番号2号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、12番委員お願いします。</p>
12番委員	<p>ご報告します。  番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。  番号4号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5番委員お願いします。</p>
5番委員	<p>ご報告します。  番号6号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。  番号7号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。  番号8号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。    以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、8番委員お願いします。</p>
8番委員	<p>ご報告します。  番号9号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>4ページ 2件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：庭敷地222.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・南…市道、西…宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約1kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、昭和53年頃から隣接する宅地に建築した一般住宅の庭敷地として転用していたもので、今回始末書添付の上申請されております。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号2号、堆肥舎2棟560.00㎡、堆肥干し場925.00㎡、駐車場220.00㎡、転回場等779.00㎡、東・南…山林、西…水路、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ約3.8kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は鹿児島市で畜産業を営む農地所有適格法人で、平成30年に飼料畑として3条取得したが、飼育牛の増加により堆肥舎が不足しているため、今回申請地に堆肥舎2棟を建築するもので、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b></p> <p><b>5ページ～10ページ 21件</b></p>		
議	長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、9番委員お願いします。</p>
9番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：分家住宅1棟69.56㎡、庭敷地等338.44㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…山林、南・北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、谷山、1番委員お願いします。</p>
1番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、宅地造成211.00㎡、東・北…宅地、西…雑種地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、事務所1棟48.73㎡、駐車場37.81㎡、資材置場等411.46㎡、東…他人畑、西・北…渡人畑、南…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>雨水につきましては、申請地に隣接する譲受人の所有する私道から県道側溝へ流します。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、資材置場1, 050. 00㎡、駐車場10. 00㎡、東…市道、西…宅地、山林、南…私道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号5号、住家1棟82. 81㎡、車庫1棟77. 64㎡、庭敷地等314. 77㎡、東…里道、西…他人畑、南…宅地、市道、北…貸人畑、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、住家1棟98. 54㎡、庭敷地等230. 46㎡、東・西・北…貸人畑、南…市道、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号7号、資材置場745. 00㎡、駐車場105. 00㎡、東・南…他人畑、西…別件5条申請地、北…宅地、別件5条申請地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、通路118. 00㎡、東…別件5条申請地、西…市道、南…市道、別件5条申請地、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、食品加工工場1棟1, 456. 00㎡、駐車場350. 00㎡、通路等3, 112. 00㎡、東…宅地、西…他人畑、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、位牌堂1棟123. 32㎡、駐車場508. 75㎡、通路等1, 563. 93㎡、東…里道、西…他人畑、南…墓地、北…里道、他人畑、境界…土留、雨水…里道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、駐車場62. 68㎡、転回場等131. 32㎡、東…渡人田、西…宅地、南…水路、市道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、過去に駐車場として無断転用されており、現地調査の際も駐車場として使われていたことから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事が無いよう、指導を行ったところがあります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。

16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟95.89㎡、庭敷地等404.11㎡、東…他人畑、西・南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、農家住宅1棟56.85㎡、倉庫1棟14.44㎡、庭敷地等569.71㎡、東…渡人畑、西…他人畑、南…市道、北…宅地、他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号14号、住家1棟99.27㎡、庭敷地等163.73㎡、東…市道、西…宅地、私道、南…宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、木材置場1,000.00㎡、駐車場等764.00㎡、東…他人畑、雑種地、西…里道、他人畑、南…里道、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、建売住宅7棟394.94㎡、通路401.00㎡、庭敷地1,132.06㎡、東…他人畑、西…宅地、雑種地、私道、南…市道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、駐車場424.00㎡、転回場等629.00㎡、法面171.00㎡、東…山林、西・南…市道、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約3.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は鹿児島市で建設業を営む法人で、今回申請地を取得し、自社の従業員用駐車場として転用するものです。</p> <p>申請地は、平成26年5月に3条取得し、現在直線で約20mの茶園2列を耕作しているが、申請地は隣接地から3mほどの高台にあり、畦畔が崩れかけておりかなり危険な状態である事から、今後の営農に支障があると判断し譲渡するもので、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号18号、住家1棟55.54㎡、庭敷地等298.46㎡、東…農道、西・南・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、倉庫1棟35.00㎡、駐車場151.47㎡、作業場等309.53㎡、東…市道、西…宅地、南・北…私道、境界…土留、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から北西へ約3kmに位置する第2種農地に該当します。</p> <p>申請地は、譲渡人が平成27年7月17日付けで、第3条許可により取得し、耕作しておりましたが、令和元年6月から、歩行困難となり、現在も通院によるリハビリを行っており、耕作を行うことが困難な状況に陥り、後継者もおらず、譲受人より買い受けたいとの申し出があったことから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>番号20号、共同住宅売買、共同住宅1棟249.01㎡、駐車場300.00㎡、通路等438.99㎡、東…宅地、西・南…市道、北…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から西へ約1kmに位置する第3種農地に該当します。</p> <p>譲渡人は、平成15年3月26日付けで第4条許可を受け、共同住宅の駐車場とした申請地を一体利用している共同住宅1棟とともに今回、譲受人に売却するものです。</p> <p>本来は 許可不要ですが、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまで、地目変更登記ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令第7条第1項第5号ハにより、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行うものです。</p> <p>番号21号、駐車場838.39㎡、通路1,358.14㎡、緩衝地等793.47㎡、東…宅地、雑種地、西…山林、南…県道、北…渡人田、山林、境界…土留、雨水…県道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から西へ約4kmに位置する第2種農地に該当します。</p> <p>譲渡人は、平成25年3月19日付けで、第3条許可を受け、申請地を耕作しておりましたが、経営している会社の経理担当が入院となり、回復の見込みもないため、会社の営業部門と経理部門全てを自ら行うことになり、農業経営まで行うことが出来なくなったとのことです。</p> <p>また、会社の北側に60台分の職員駐車場を設置しておりましたが、山林に隣接していたことから、先般の大雨で崩れ、使用不可能となったため、会社用地の空きスペースに分散駐車していましたが、大型トラックなど商品及び材料等の搬出入車両及び来客者の往来に支障をきたすこともあり、他に適した土地もないことから、今回の申請となったものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号13号は除外後第1種、番号18号は除外後第2種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号9ですが、この中に通路等3, 112㎡と広い面積がありますが、これはどういう利用方法になりますか。また、この通路等の農地に占める割合はどのくらいになるのですか。</p>
吉 田 支 局	<p>通路等と言いますのは、市道の面している所から、食品加工工場の敷地内に入るための通路及び車の転回場、そういったものを含めて、通路等で3, 112㎡必要だということで、申請が出たものです。通路等の部分は大部分は山林でございます。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>それと、番号13ですが、農家住宅となっておりますが、農家住宅の場合の転用面積の上限は何かありますか。</p>
事 務 局	<p>一般住宅につきましては、原則500㎡以下が要件で、農家住宅を建てたいという農業従事者がいた場合には、上限が1, 000㎡以下という条件の違いがあります。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>それと、番号21ですが、緩衝地等とありますが、これはどういうものですか。</p>
郡 山 支 局	<p>北側に山林があります。そこが崖になっておりまして、安全面から緩衝地として利用したいということでございます。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議	長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、除外後第1種農地である番号13号につきましては、県農業会議に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b></p> <p><b>11ページ 1件</b></p>		
議	長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p><b>議題5. 非農地認定に関する件</b></p> <p><b>12ページ～14ページ 9件</b></p>		
議	長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、9番委員お願いします。</p>
9番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：杉、雑木・唐竹自然繁茂、約60年経過、現況山林。以上です。</p>
議	長	<p>次に、谷山、1番委員お願いします。</p>
1番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。以上です。</p>

議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、77年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：倉庫1棟、38年経過、車庫1棟、17年経過、現況宅地。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：141-1：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 227-5：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：住家1棟、40年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 15 ページ～28 ページ 34 件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>27 ページから 28 ページ、番号 32 から 34 号につきましては、8 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、8 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(8 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 32 から 34 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の 27 から 28 ページをお願いします。</p> <p>番号の 32 号、地目、現況ともに畑、面積は 1, 468. 00 m<sup>2</sup>、権利の種類は、賃貸借権、区分：更新。</p> <p>番号の 33 号、地目、現況ともに畑、面積は 1, 088. 00 m<sup>2</sup>、権利の種類は、賃貸借権、区分：新規。</p> <p>番号の 34 号、地目、現況ともに畑、面積は 1, 824. 00 m<sup>2</sup>、権利の種類は、賃貸借権、区分：新規。</p> <p>令和 2 年 9 月 30 日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 32 から 34 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、8 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(8 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの 31 件及び先ほどの 3 件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>資料の15ページをお願いします。</p> <p>議案第6号、令和2年9月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。</p> <p>所有権0件、0筆、0㎡、賃借権21件、29筆、35,766.00㎡、使用貸借権、13件、15筆、12,682.00㎡、合計34件、44筆、48,448.00㎡です。</p> <p>なお、資料の16ページから28ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 3 件	
議 長	次に、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、吉田、12 番委員お願いします。
12 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、貸資材置場 4. 現況、申出地は、宮之浦町宮西地区にあり、吉田支所から南へ約 3.6 km に位置し、東側は他人田、西・北側は河川、南側は市道、水路に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、喜入、16 番委員お願いします。
16 番 委 員	ご報告します。6 ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、喜入中名町上村ノ迫地区にあり、喜入支所から北西へ約 2.6 km に位置し、東・北側は他人畑、西・南側は市道に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部近接地であるが、県の除外対象要件にあたることから、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、松元、5 番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。10 ページです。 3. 変更後の用途、駐車場 4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約 3 km に位置し、東側は他人畑、西・北側は市道、南側は他人畑、宅地に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。  以上です。

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>9ページの申出地ですが、これでも外周部として除外が認められるのですか。外周部に接しているという判断をされているのですか。農用地区域内の内部にあるように見えます。</p>
事 務 局	<p>意見書は、外周部ではなく、外周部近接地という表記になっております。</p>
7 番 委 員	<p>過去の案件で、これと同じような農用地区域内の位置にあり、これまでいくら申請しても除外が通らない案件があるんです。隣に住宅もあったんです。過去拒否してきた根拠が合わないと思います。</p>
農 政 総 務 課	<p>ご質問があった件ですが、今回外周部近接地となっているのですが、基本的には除外については外周部に接していることが要件にはなっております。</p> <p>しかし、県の方が例外的に外周部に接していない場合に、同意ができる例外的なケースというのがございまして、そちらが、50m以内の範囲で住宅等が3戸以上連担している場合に限っては、外周部に接していない場合でも同意ができるということになっております。今回の除外の申出地につきましては、50mの範囲内に住宅が3戸以上ございまして、例外的に県の方も同意ができるということになっております。</p>
7 番 委 員	<p>大体理解はできますが、過去と整合性が取れないと思いました。</p> <p>この案件とはずれるのですが、私が担当している地域の中で、農用地除外ができないかと再三お願いしているところがあるのですが、その件については、県からずっと拒否されてきたんです。当然、隣に住宅もありますし、周辺に住宅はあります。今のこの案件からいけば、私が抱えている案件についても、申請されれば、条項的には合うのではないかと思います。別途申請させますので、よろしく審議してください。</p>
議 長	<p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>県の除外対象要件にあたるようになっていますが、今まで、県の除外対象要件にあたるということを条件にして許可をしたという事例は、私はあっていないわけです。ですから、この県の除外対象要件というのを、どういうものであるかということの説明もしていただきたいし、文書も提出していただきたいと思います。</p>

事務局	<p>ただいま資料要求があった件につきましては、この総会終了後整理いたしまして、翌月の総会の方で、提示していきたいと考えております。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題8. 相続税の納税猶予に関する件</b> <b>29ページ 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>資料の29ページをお開きください。 相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。 相続開始年月日は、平成20年3月17日でございます。 申請人は被相続人の子でございまして、今回が5回目の発行でございます。 9月15日に、13番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。 今回、調査いたしました特例適用農地は、全て畑であります。 1と2は、続き地で、ビニールハウスが10棟あり、水菜、ほうれん草を作付中であります。 3は、ビニールハウスが1棟あり、ふだん草が作付中であり、露地にはほうれん草を作付予定とのことであります。 4は、ビニールハウスが7棟あり、水菜、ほうれん草が作付中であります。 従いまして、番号1の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
-----	--

報 告 事 項	
<p>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 30ページ～36ページ 7件</p>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、事務局お願いします。
谷 山 支 局	報告します。30ページです。 照会日：令和2年8月18日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年9月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	報告します。31ページです。 照会日：令和2年9月2日、現況：非農地、調査結果：市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年9月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	報告します。32ページです。 照会日：令和2年8月21日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年9月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、33ページです。 照会日：令和2年9月3日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年9月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、34ページです。 照会日：令和2年9月3日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年9月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、35ページです。 照会日：令和2年9月9日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年9月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、36ページです。 照会日：令和2年9月9日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年9月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。

<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>37ページ～38ページ 7件</b>	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	資料の37ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。 今回の届出件数は、7件、登記地目別では、田 5筆 2,757.00㎡、 畑 27筆 12,352.82㎡、その他 0筆 0㎡、計32筆、15,109.82㎡。 「取得した事由」は、「相続」が7件、「権利の種類」は、所有権が7件、「農業委員会によるあっせん等の希望」は、有が1件、無が6件です。  次の38ページは、届出の内容です。お目通しをお願いいたします
<b>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>39ページ～47ページ 23件</b>	
事 務 局	次に、39ページをお開きください。 報告事項3、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。  第4条関係は、「その他」1件で、合計1件です。 40ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。  元に戻っていただき39ページをお願いします。 第5条関係は、上から順に「一般住宅」14件、「駐車場」1件、「資材置場」1件「その他」6件で、合計22件です。 資料の41ページから47ページは、第5条の届出の内容です。 お目通しをお願いいたします。
<b>4. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</b> <b>別冊資料4</b>	
議 長	次に、報告事項4「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の7月分については、訪問戸数147戸、うち不在41戸、調査回答戸数115戸、貸出希望6戸111.94アール、借入希望1戸20.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,959戸、うち不在312戸、調査回答戸数3,652戸、貸出希望196戸4,281.81アール、借入希望41戸1,919.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績9戸110.94アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>・令和2年度第7回総会（月例）開催日時は、 10月28日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>なお、この後、農業委員会だより第2回編集会議を開催いたします。編集委員の方は、当別館4階の農業委員室へお集りいただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時）</p>